

新潟労働局職員（基準）の選考採用試験【係長級（一般職相当）】
募集要項

今般、新潟労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

新潟労働局等の常勤職員

2 業務内容

新潟労働局、労働基準監督署における労災保険支給業務及び労働保険適用徴収業務等を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

若干名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11 年以上
- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13 年以上
- ・ 高等学校を卒業した者 15 年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれ

に加入した者

- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ④ 国家公務員法第81条の6(定年による退職)に該当する方(採用予定日において満61歳に達している方)

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記12を参照ください。

6 採用日

令和7年4月1日を予定しています。

7 勤務地

新潟労働局、新潟県内の労働基準監督署

勤務地により転居が必要な場合があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書またはジョブ・カード

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴(労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。)及び資格等の事項について、

詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「労災保険給付の現状及び労災保険制度に求められる役割を述べ、自身のこれまでの業務経験を労働基準監督署での業務にどのように活かせるか。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で5枚程度）

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「**基準**」と明記した上で、新潟労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますので、ご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

11 応募期限

令和6年12月16日（月）

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので、御留意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和6年12月下旬予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和7年1月中旬に実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

(合格者発表)

令和7年1月下旬

合否にかかわらず第2次選考の対象者に連絡します。

13 応募等に関する照会先

新潟労働局総務部総務課

住所 新潟市中央区美咲町1-2-1

電話 025-288-3500

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.5か月分（令和5年度実績）